

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ		
○個人府民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 (税務課)	837	○建築士の免許の取消し (建築指導課)	842
○保安林の指定施業要件の変更 (南丹広域振興局)	〃	公 安 委 員 会	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (中丹広域振興局)	838	○落札者の決定	〃
○道路の区域変更 (中丹西土木事務所)	〃	選 挙 管 理 委 員 会	
○落札者の決定 (京都府営水道事務所)	〃	○政治団体の設立	〃
公 告		○政治団体届出事項の異動	843
○一般競争入札の実施 (京都府立植物園)	839	○政治団体の解散	844
○道路の位置の指定 (乙訓土木事務所)	841	○政治団体の収支報告書の要旨	〃
		○資金管理団体の指定	845
		○資金管理団体届出事項の異動	846

告 示

京都府告示第588号

京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号）第29条の2第2項の規定により、次の者に対する寄附金を寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定した。

令和5年11月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

寄附金を受ける者の名称及び所在地	寄附金を受ける者が府内に有する事務所の所在地	寄附金の目的及び用途	指定の有効期間
独立行政法人 国立文化財機構 東京都台東区 上野公園13の9	京都市東山区 茶屋町527	当該法人の主たる目的である業務に充てるための費用	令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 千葉市稲毛区 穴川4の9の1	木津川市梅美台8の1の7		

京都府告示第589号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年11月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南丹市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図

面及び関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、南丹市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。



京都府告示第590号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年11月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
綾部市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、綾部市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。



京都府告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年11月28日から令和5年12月12日まで縦覧に供する。

令和5年11月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 府道

(2) 路 線 名 福知山綾部線

(3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
福知山市字土小字下野1117の23から	前	最小 8.6 m	622.0 m
		最大 15.9	
福知山市字石原二丁目5まで	後	最小 12.3	
		最大 19.8	

(4) 縦 覧 場 所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 石原停車場戸田線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
福知山市字土小字赤ノ水11から	前	最小 9.6 m	15.5 m
		最大 18.9	
福知山市字石原二丁目162の1から	後	最小 11.4	75.2
		最大 23.7	

(4) 縦 覧 場 所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第592号

落札者を次のとおり決定した。

令和5年11月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 購入物品の名称及び数量
液体クロマトグラフ質量分析計（LC-MS） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府営水道事務所総務企画課
宇治市宇治下居64
- 3 落札決定日
令和5年11月8日
- 4 落札者の名称及び所在地
クアナ技研株式会社
京都市中京区西ノ京東中合町28番地
- 5 落札金額
40,700,000円

- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和5年9月22日

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和5年11月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達の名称及び数量
京都府立植物園で使用するガス調達 一式
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 調達期間
令和6年3月2日から令和7年3月1日まで
- (4) 調達施設
京都府立植物園
- 2 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町
京都府立植物園総務課
電話番号 (075) 701-0141
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間
令和5年11月28日(火)から令和5年12月11日(月)まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後4時までとする。
- 3 入札に参加することができない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 4 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
- (1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の規定によりガス小売事業の登録を受けている者であること。
- (2) 入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用ガス量の供給に十分なLNG（液化天然ガス）の調達を確保している者であること。

- (3) 適正なガス供給のための体制が確立されており、供給約款等が整備されている者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しない者であること。
- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (5) 府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 5で定める一般競争入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- 5 入札参加資格の確認
入札に参加を希望する者は、申請書等を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (1) 申請書等の交付期間等
- ア 交付期間
2の(2)に同じ。
- イ 交付場所
2の(1)に同じ。
- ウ 交付方法
- (ア) 直接交付を受ける場合
アの期間内にイの場所で交付する。
- (イ) 郵送により交付を受ける場合
イの場所宛てに返信用切手250円分を貼り付け、送付先を明記した角形2号封筒を同封の上、アの期間内に申し込むこと。
- (2) 申請書等の提出期間等
- ア 提出期間
2の(2)に同じ。
- イ 提出場所
2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

- (ア) 持参により提出する場合
アの期間内にイの場所に提出すること。
- (イ) 郵送により提出する場合
書留郵便でアの期間内に必着のこと。

(3) 確認資料

申請書等には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- ア 法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書（写し可）及び定款、個人にあつてはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等
- イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書
- ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 営業経歴書及び営業実績調書
- オ 使用印鑑届出書
- カ 財務諸表又は所得税確定申告書の写し
- キ ガス小売事業の登録を証する書類の写し
- ク ガス供給約款等
- ケ 入札の権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
- コ 誓約書

(4) 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(5) その他

申請書等の作成等に要する費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、京都府立植物園で使用するガス調達業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和6年3月31日までとする。

9 申請書記載事項の変更

申請書等を提出した者（6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあつては資本金又は代表者の氏名、個人にあつては氏名

10 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3又は4の(4)から(6)までのいずれかに

該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができる」と知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、その者に通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和6年1月18日(木)午前10時

イ 場所

京都市左京区下鴨半木町

京都府立植物園会館2階多目的室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和6年1月17日(水)(必着)

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された課税対象金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者の行った入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。

14 違約金

落札者が契約を締結しない時は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収する。

15 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

16 その他

(1) この入札の実施については、1から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年京都府告示第485号)に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

17 Summary

(1) Main content of contract:

Gas procurement for use in Kyoto Botanical Gardens

(2) Deadline for submission of application documents for confirmation of qualification:

Monday, December 11, 2023

(3) Deadline for bid submission by post:

Wednesday, January 17, 2024

(4) Time, date and location for bid submission bid and bid opening:

Time: 10:00 am

Date: Thursday, January 18, 2024

Location: Multi-purpose room, 2F, Botanical Gardens Hall, Kyoto Botanical Gardens

Address: Shimogamo Hangi-cho, Sakyo-ku, Kyoto City 606-0823

(5) Contact:

General Affairs Division, Kyoto Botanical Gardens

Address: Shimogamo Hangi-cho, Sakyo-ku, Kyoto City, 606-0823 Japan

TEL: (075) 701-0141

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和5年11月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年月日	所管土木 事務所名	道路の位置	道路の 延 長	道路の 幅 員
乙第635号	令 5. 11. 20	京都府乙 訓土木事 務所	長岡京市神 足掛越9の 9、10の9	m 24.9	最小 m 6.0 最大 m 6.0



建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和5年11月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

取消年月日	氏 名	免許の別	登録番号	取消理由
令 5. 11. 20	斎藤 悦子	二級建築士	第20402号	第2号該当

公 安 委 員 会

京都府警察本部告示第119号

落札者を次のとおり決定した。

令和5年11月28日

京都府警察本部長 白 井 利 明

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
京都府上京警察署等19施設LED照明の賃貸借一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
- 3 落札者を決定した日
令和5年9月27日
- 4 落札者の名称及び所在地
共友リース株式会社
名古屋市中村区豊国通一丁目22番地の2
- 5 落札金額
134,467,850円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和5年8月15日

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により政治団体から届出のあった政治団体の設立に係る事項は、次のとおりである。

令和5年11月28日

京都府選挙管理委員会

委員長 坪 内 正 一

政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

政治団体の 名 称	代表者の 氏 名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	届 出 年 月 日
日本維新の 会衆議院京 都府第5選 挙区支部	道本 隆也	道本 教子	舞鶴市北田辺126の1の1 広小路SKビル2 F	衆議院議員	令和5年10月23日

その他の政治団体

法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)	届出年月日
道本隆也後援会	道本 隆也	道本 教子	綾部市青野町西ノ後19 ンロイヤルII103号	衆議院議員	道本 隆也、 衆議院議員	令和5年10月23日

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
八幡刷新の会	尾形 賢	辻 紘一	八幡市男山石城8の12	令和5年10月6日



京都府選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により政治団体から届出のあった政治団体届出事項の異動に係る事項は、次のとおりである。

令和5年11月28日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪内 正一

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
れいわ新選組衆議院京都府第1区総支部	安持成美	主たる事務所の所在地	京都市南区東九条 烏丸町46	京都市南区東九条 中御壺町55の10 グランディール大 石橋401	令和5年10月1日
自由民主党京都府生命尊重支部	牧草弘師	主たる事務所の所在地	京田辺市東西神屋 28の1 牧草コン サルタンツ株式会 社内	京都市下京区五条 通堀川西入柿本町 579 五条堀川ビ ル9F 牧草総合設 計(株)内	令和5年10月4日
自由民主党京都府京都市中京区第二支部	青木義照	主たる事務所の所在地	京都市中京区富小 路通二条下る俵屋 町185の3	京都市中京区堀川 通姉小路上の三坊 堀川町61の3	令和5年10月5日
参政党京都府支部連合会	網田博行	主たる事務所の所在地	相楽郡精華町精華 台三丁目8の15	京都市下京区東前 町400 ブランコ ート烏丸403	令和5年10月25日
		代表者	網田博行	鮫島真奈美	
		会計責任者	野田えり	吉竹優子	

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
電機連合京都政治活動委員会	山本明広	代表者	山本明広	山本敏明	令和5年8月25日
		会計責任者	岡本浩治	山本明広	
中山やすし後援会	井上五朗	主たる事務所の所在地	京丹後市峰山町浪花8	京丹後市峰山町杉谷673の2	令和5年10月1日
日本薬業政治連盟京都支部	東郷智弘	代表者	東郷智弘	矢頭明	令和5年10月1日
三菱自工労組政治活動委員会京都支部	橋本智裕	代表者	橋本智裕	大西稔	令和5年10月1日
		会計責任者	平山翔悟	清本善治	
竹内さや後援会	竹内紗耶	主たる事務所の所在地	京都市右京区梅津神田町30 メイツ京都梅津410	京都市右京区西院東中水町7 日商岩井朱雀マンション207号	令和5年10月11日
盛隆会	阪口雄次	代表者	阪口雄次	若林卯兵衛	令和5年10月8日
松村あつこ後援会	小山茂樹	代表者	小山茂樹	堀明人	令和5年10月16日
		会計責任者	池谷一郎	中井英貴	
安持成美と未来を考える会	安持成美	主たる事務所の所在地	京都市南区東九条烏丸町46	京都市右京区西院東今田町2 2F	令和5年10月1日
安持なるみと未来を考える会	安持成美	名称	安持なるみと未来を考える会	安持成美と未来を考える会	令和5年10月14日



京都府選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により政治団体から届出のあった政治団体の解散に係る事項は、次のとおりである。

令和5年11月28日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪内 正一

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
水野たかのり後援会	荒田俊彰	令和5年9月30日
伊吹文明を囲む公認会計士の会	堀村不器雄	令和5年10月7日
おがたけんを育てる会	林善嗣	令和5年9月25日
輝く京田辺	林善嗣	令和5年9月25日



京都府選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和5年11月28日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪内 正一

政治団体の収支報告書の要旨（解散団体分）
（単位 円）

（令和4年分）
伊吹文明を囲む公認会計士の会

報告年月日 令和5年3月31日
（令和5年10月7日解散）

1 収入総額 0
2 支出総額 0

おがたけんを育てる会

報告年月日	令和5年3月15日 (令和5年9月25日解散)
1 収入総額	11,771
前年繰越額	11,771
2 支出総額	0
翌年への繰越額	11,771

輝く京田辺

報告年月日	令和5年3月15日 (令和5年9月25日解散)
1 収入総額	54,762
前年繰越額	54,762
2 支出総額	0
翌年への繰越額	54,762

水野たかのり後援会

報告年月日	令和5年3月8日 (令和5年9月30日解散)
1 収入総額	95,148
前年繰越額	95,148
2 支出総額	0
翌年への繰越額	95,148

(令和5年分)

伊吹文明を囲む公認会計士の会

報告年月日	令和5年10月10日 (令和5年10月7日解散)
1 収入総額	0
2 支出総額	0

おがたけんを育てる会

報告年月日	令和5年10月31日 (令和5年9月25日解散)
1 収入総額	11,771
前年繰越額	11,771
2 支出総額	0
翌年への繰越額	11,771

輝く京田辺

報告年月日	令和5年10月31日 (令和5年9月25日解散)
1 収入総額	54,762
前年繰越額	54,762
2 支出総額	0
翌年への繰越額	54,762

水野たかのり後援会

報告年月日	令和5年10月4日 (令和5年9月30日解散)
1 収入総額	95,148
前年繰越額	95,148
2 支出総額	0
翌年への繰越額	95,148



京都府選挙管理委員会告示第96号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の指定に係る事項は、次のとおりである。

令和5年11月28日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪内 正一

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
尾形 賢	八幡市長	八幡刷新の会	八幡市男山石城8の12	令和5年9月30日
道本 隆也	衆議院議員	道本隆也後援会	綾部市青野町西ノ後19 サンロイヤルII103号	令和5年9月27日



京都府選挙管理委員会告示第97号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により届出のあった資金管理団体の届出事項の異動に係る事項は、次のとおりである。

令和5年11月28日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪内 正 一

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
田中英之	英友会	主たる事務所の所在地	京都市右京区西京極西川町1の5	京都市右京区西院三蔵町35 辻田ビル2階	令和5年4月30日
竹内紗耶	竹内さや後援会	主たる事務所の所在地	京都市右京区梅津神田町30メイツ京都梅津410	京都市右京区西院東中水町7 日商岩井朱雀マンション207号	令和5年10月11日